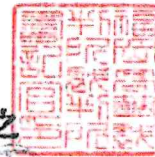


これは謄本である。
令和 7 年 11 月 6 日
福岡高等裁判所第 3 刑事部
裁判所書記官 田 近 延 之



令和 7 年 11 月 4 日宣告 裁判所書記官 田 近 延 之

令和 7 年 (う) 第 108 号

判 決

国 籍 ベトナム社会主義共和国

5 住 居



会社員

グエン ティ グエット

NGUYEN THI NGUYET

2004 年 1 月 31 日生

10 上記の者に対する死体遺棄被告事件について、令和 7 年 3 月 7 日福岡地方裁判所
が言い渡した判決に対し、被告人から控訴の申立てがあったので、当裁判所は、検
察官山本保慶出席の上審理し、次のとおり判決する。

主 文

本件控訴を棄却する。

理 由

15

第 1 事案の概要及び本件控訴の趣意等

(以下、略称は、別途定めない限り、基本的に、原判決のそれに従う。)

1 事案の概要

原判決は、罪となるべき事実として、要旨、被告人が、令和 6 年 2 月 2 日、福岡
20 市内の知人 () 方において、自己が出産した男児 (本件男児) の死体をビニ
ール袋に入れて知人 () 方ごみ箱 (本件ごみ箱) 内に投棄し、もって死体を
遺棄した、と認定し、被告人を懲役 1 年 6 月、3 年間執行猶予に処した [なお、原
判決は、「争点に対する判断」において、「(本件ごみ箱の) 生ごみ等の上に本件男児
の死体を置き、さらにその上から本件ごみ箱内にあったケーキの紙箱 (本件紙箱)
25 を被せた」行為をもって、「本件行為」と定義し (原判決 3 頁)、本件行為が刑法 1
90 条の「遺棄」に該当すると判断している (同 5 頁)。しかし、本件行為と罪とな

るべき事実記載の構成要件に該当する具体的な行為、すなわち、本件男児の死体をビニール袋に入れて本件ごみ箱内に投棄した行為とは、直ちには同じ行為を指すとみることができないため、両者の整合性を検討しておくに、「投棄」とは、狭い意味では「投げ捨てる」行為を指すが、被告人が本件男児の死体を投げ捨てていないことは明らかであるから、公訴事実及び罪となるべき事実各記載の「投棄」は、それよりも広い意味、すなわち、単に、「捨てる」の意味で用いられていると解される。これを前提にすると、本件男児の死体を置いた場所が本件ごみ箱内の生ごみ等の上とする点は、投棄した場所をより具体的に示したものにすぎず、また、死体の上から本件紙箱を被せた行為は、本件男児の死体をビニール袋に入れて本件ごみ箱内に投棄した行為の一部と解し得る。したがって、本件行為と罪となるべき事実記載の構成要件に該当する具体的な行為、すなわち、本件男児の死体をビニール袋に入れて本件ごみ箱内に投棄した行為とは、同じ行為を指すと解されるので、原判決に理由齟齬や訴因変更を経ていない訴訟手続の法令違反はない。】。

2 本件控訴の趣意等

本件控訴の趣意は、主任弁護士池上遊、弁護士島翔吾及び同石黒大貴連名作成名義の控訴趣意書記載のとおりであり、法令適用の誤り、事実誤認及び量刑不当の主張である。これに対する検察官の答弁は、検察官山本保慶作成の答弁書記載のとおりであり、控訴趣意には理由がないから、本件控訴は棄却されるべきである、というものである。

第2 法令適用の誤りの控訴趣意について

1 刑法190条は憲法20条1項に違反するか否か

(1) 論旨

論旨は、刑法190条は、憲法20条1項により保障される葬祭の自由を過度に制約し、同項に違反するにもかかわらず、本件に刑法190条を適用した原判決には、判決に影響を及ぼすことが明らかな法令適用の誤りがある、というものである。

(2) 当裁判所の判断

葬祭行為の中には、憲法20条1項（信教の自由）により保障される宗教的行為に当たるものもある。しかし、もとより、信教の自由（憲法20条1項）の保障も絶対無制限のものでなく（最高裁昭和36年（あ）第485号昭和38年5月15日大法廷判決・刑集17巻4号302頁参照）、社会的活動を伴う宗教的行為は、公共の福祉により一定の制約を受ける。刑法190条は、社会的な習俗に従って死体の埋葬等が行われることにより、死者に対する一般的な宗教的感情や敬けん感情が保護されるべきことを前提に、死体等を損壊し、遺棄し又は領得する行為を処罰することとしたものと解される〔最高裁令和4年（あ）第196号令和5年3月24日第二小法廷判決・刑集77巻3号41頁（以下「令和5年判例」という。）参照〕。

このような保護法益ないし立法目的は、十分な合理性、必要性を有していると認められる。そして、同条の「遺棄」は、習俗上の埋葬等とは認められない態様で死体等を放棄し又は隠匿する行為であるところ（令和5年判例参照）、処罰対象はこれに該当する行為に限られ、これに該当しない葬祭等の行為は禁止されていないことなどを併せ考慮すると、刑法190条が憲法20条1項に違反しないことは明らかである（なお、所論は、合憲限定解釈に言及するが、上記のとおり、刑法190条は、通常の法令解釈の手法によって合憲と解される以上、合憲限定解釈について検討する余地はない。）。

所論は、縷々主張するが、独自の解釈に依拠するものであり、採り得ない。

2 刑法190条は憲法31条に違反するか否か

20 (1) 論旨

論旨は、刑法190条は、憲法31条に基づく刑罰法規の明確性の原則に反するので無効であるにもかかわらず、被告人の行為に刑法190条を適用した原判決には、判決に影響を及ぼすことが明らかな法令適用の誤りがある、というものである。

(2) 当裁判所の判断

25 ある刑罰法規があいまい不明確を理由として憲法31条に違反するものと認めるべきかどうかは、通常の判断能力を有する一般人の理解において、具体的場合に当

該行為がその適用を受けるものかどうかの判断を可能ならしめるような基準が読み取れるかどうかによって決すべきである（最高裁昭和48年（あ）第910号昭和50年9月10日大法廷判決・刑集29巻8号489頁参照）。

5 所論が不明確であると主張する刑法190条が規定する「遺棄」とは、習俗上の埋葬等とは認められない態様で死体等を放棄し又は隠匿する行為であるところ（令和5年判例参照）、このように定義される「遺棄」の概念によれば、通常の判断能力を有する一般人の理解において、具体的場合に「遺棄」に当たるかどうかを判断することは十分に可能であると認められる。したがって、刑法190条が憲法31条に基づく明確性の要請を満たすことは明らかである。

10 所論は、縷々主張するが、独自の解釈に依拠するものであり、採り得ない。

3 本件に刑法190条を適用することは憲法20条1項に違反するか否か

(1) 論旨

15 論旨は、仮に、刑法190条自体が違憲でなくとも、同条を被告人の行為に適用することは憲法20条1項に違反するにもかかわらず、本件に刑法190条を適用した原判決には、判決に影響を及ぼすことが明らかな法令適用の誤りがある、というものである（なお、弁護人は、この論旨を事実誤認と位置付けるが、その主張内容に照らすと、法令適用の誤りと位置付けるのが相当である。）。

(2) 当裁判所の判断

20 後記のとおり、本件行為は、刑法190条の「遺棄」、すなわち、習俗上の埋葬等とは認められない態様で死体を隠匿する行為に該当するところ、上記第2の1(2)の説示に加え、その態様等を併せ考慮すると、本件に刑法190条を適用することが憲法20条1項に違反しないことは明らかである。

所論は、縷々主張するが、独自の解釈に依拠するものであり、採り得ない。

4 本件行為が刑法190条の「遺棄」に該当するか否か

25 (1) 論旨

論旨は、本件行為は刑法190条の「遺棄」に該当しないにもかかわらず、これ

に該当するとした原判決には、判決に影響を及ぼすことが明らかな法令適用の誤りがある、というものである。

(2) 原判決の「争点に対する判断」の要旨

被告人による、(本件ごみ箱の) 生ごみ等の上に本件男児の死体を置き、さらにその上から本件ごみ箱内にあったケーキの紙箱(本件紙箱)を被せた行為(本件行為)によって、外部から本件男児の死体を視認することはできなくなっており、第三者が本件ごみ箱内の本件男児の死体を発見することは困難になったといえることができるから、本件行為は死体を隠匿する行為に当たる。

そして、その外観や性質に照らして、本件ごみ箱内に死体が入っているのではないかとは思ひ至らないのが通常であること、仮にその蓋が開いていたとしても、本件紙箱を取り出し、その下の内容物を確認しない限り、本件男児の死体の存在に気付くことはできなかったことなどを踏まえると、本件行為が死体の発見を困難にした程度は大きかったといえる。そして、 方には や が生活しているのであるから、同人らが本件男児の死体の存在に気付かないまま、他のごみと一緒に捨ててしまう危険性も高かった。したがって、本件行為は、適時適切な方法での埋葬等を困難にするものといえる。

加えて、本件行為は、単に死体を隠匿したという意味を有するにとどまらず、本件男児の死体を隠匿した場所がごみ箱であり、他の生ごみ等と一緒にするという態様であったことも十分に考慮する必要がある。本件行為は、本件男児の死体がビニール袋に入っているにせよ、他のごみにより汚損するおそれもある上、何より、外観上は本件男児の死体を他のごみと同列のものとして扱うかのように見えるものであり、死体を丁重に扱い、尊崇の念をもって弔うこととはかけ離れた行為といわざるを得ない。したがって、本件行為は、その態様自体、死者に対する一般的な宗教的感情や敬けん感情を著しく害するものであり、習俗上の埋葬等と相いれない処置といふべきである。

以上によれば、本件行為は、習俗上の埋葬等とは認められない態様で死体を隠匿

する行為といえるから、「遺棄」に該当すると認められる。

(3) 当裁判所の判断

ア 本件行為が刑法190条の「遺棄」に該当するとした原判決の判断は相当であり、当裁判所においても是認することができる。

5 イ 所論は、令和5年判例の判示を部分的に引用し、死体の隠匿行為を刑法190条の「遺棄」と評価すべきか否かは、行為者が埋葬義務者か否かで分けて検討すべきであり、埋葬義務者である被告人の行為を問題にする場合は、被告人が本件男児に関する葬祭を確定的に放棄した事実を認定できなければ、適時適切な埋葬等と相いれない処置といえず、同条の「遺棄」に当たらないと解すべきところ、被告人
10 は、一時的に本件男児の死体を本件ごみ箱の中に置いたのであり、終局的な処分ではなく、中間的な処置にすぎず、本件男児に関する葬祭を確定的に放棄していない旨主張する。

しかしながら、令和5年判例は、他者が死体を発見することが困難な状況を作成する隠匿行為が刑法190条の「遺棄」に当たるか否かを判断するに当たっては、
15 それが葬祭の準備又はその一過程として行われたものか否かという観点から検討しただけでは足りず、その態様自体が習俗上の埋葬等と相いれない処置といえるものか否かという観点から検討する必要があると判示したにすぎず、埋葬義務者が行為者である場合には、同人が葬祭を確定的に放棄した事実を認定できなければ、同条の「遺棄」に該当しないとは判示しておらず、そのように解釈することもできない。
20 仮に、埋葬義務者が、終局的な葬祭に向けた一時的又は中間的な処置の意図であったと述べたとしても、死体を粗略に扱うなど、それ自体が、死者に対する一般的な宗教的感情や敬けん感情を害し、習俗上の埋葬等とは認められない態様で死体を隠匿する行為に当たることは十分にあり得、その場合には死体遺棄罪が成立すると解される。所論は、独自の解釈に基づくものであり採り得ず、本件行為の態様が習俗
25 上の埋葬等と相いれない処置であり、本件行為が刑法190条の「遺棄」に該当するとした原判決の判断を左右するものでない。

所論は、ごみ箱という言葉の持つ語感や印象をもって判断するのは相当でない旨主張する。

しかしながら、原判決が、ごみ箱という言葉の持つ語感や印象によって判断していないことは明らかである。本件行為が刑法190条の「遺棄」に当たるか否か、
すなわち、習俗上の埋葬等とは認められない態様で死体を隠匿する行為に当たるか
否かを判断する上で、本件男児の死体を隠匿した場所が知人方のごみ箱内であること、
ごみ箱内に他の生ごみ等と一緒にするという態様であったことは明らかに重要な
事情であり、これらの点を考慮に容れて判断した原判決は相当である。

所論は、被告人の行為が刑法190条の「遺棄」に当たるか否かを判断する上で、
当時被告人が置かれた状況を考慮すべきである旨主張する。

しかしながら、被告人が出産に伴う大量の出血により重い貧血状態にあったこと
などを考慮したとしても、被告人はそれが原因で本件男児の死体をその場に放置し
てしまったというのではなく、主体的、能動的な行動といえる本件行為を行って
いることに照らしても、本件行為が令和5年判例の定義する「遺棄」に該当すると
の判断は揺らがない。所論指摘の事情を踏まえても、本件行為が「遺棄」に当たる
と認めた原判決に誤りはない。

その他、所論が縷々主張する諸点を踏まえて検討しても、本件行為が刑法190
条の「遺棄」に該当するとした原判決の判断に誤りはない。

5 可罰的違法性の有無

(1) 論旨

論旨は、被告人の行為には可罰的違法性がないのに、これを肯定し、本件行為が
刑法190条に該当するとして被告人を処罰した原判決には、判決に影響を及ぼす
ことが明らかな法令適用の誤りがある、というものである。

(2) 当裁判所の判断

後記のとおり、原判決が「量刑の理由」で指摘する本件犯情の認定、評価は相当
なものである。認定された犯情、特に、態様に照らせば、被告人の本件行為時の状

況等、所論が指摘する諸事情を考慮に容れても、被告人の本件行為に可罰的違法性がないなどとはいえない。

6 小括

以上のとおり、法令適用の誤りの論旨はいずれも理由がない。

5 第3 事実誤認の控訴趣意について

1 論旨

論旨は、被告人に「遺棄」の故意を認めることはできないから、これがあつたと認定した原判決には、判決に影響を及ぼすことが明らかな事実の誤認がある、というものである。

10 2 原判決の「争点に対する判断」の要旨

被告人は、本件ごみ箱の状況等を認識した上で、本件男児を本件ごみ箱内に入れ、本件紙箱を上被せるなどして意図的な隠匿行為に及んでいるのであるから、被告人が出産に伴う大量の出血により重い貧血状態にあつたことなどを踏まえても、被告人の故意は優に認定できる。

15 被告人は、本件行為によって外から本件男児の死体を視認できない状況が作出されることや、他の生ごみ等と一緒に本件男児の死体を本件ごみ箱内に入れることになることを認識した上で、敢えて意図的にそのような行為に及んだのであるから、一時的に保管するつもりであつたか否かにかかわらず、死体遺棄罪の故意に欠けるところはない。

20 3 当裁判所の判断

(1) 原判決の認定、判断は、論理則、経験則等に照らして不合理とはいえず、当裁判所においても是認することができる。

(2) 所論は、被告人は、ごみ箱の蓋を開けたままにしており、本件行為によって本件男児の死体が外から視認できない状態が作出されることを認識しておらず、また、
25 た、他の生ごみ等の中に本件男児の死体を混入したものではなく、他の生ごみ等と一緒に本件男児の死体を本件ごみ箱内に入れることになることを認識していなかつ

た、という。

しかしながら、本件ごみ箱の大きさ、形状及びその内容物に加え、被告人自身が、中程までごみが入っていた本件ごみ箱の中に本件男児の死体を置き、その上から本件紙箱を被せたことを踏まえると、被告人は、本件行為によって外から本件男児の死体を視認できない状況が作出されることや、他の生ごみ等と一緒に本件男児の死体を本件ごみ箱内に入れることになることを認識していたと認定した原判決の判断に誤りはない。

所論は、被告人の原審公判供述が信用できることを前提に、被告人は、第三者が本件男児の死体が入ったごみ袋をごみ捨て場に捨てるだろうとは認識していなかった、という。

しかしながら、本件ごみ箱の中のごみについて、「自分がいないときはアインらが捨てに行くこともあった」旨の被告人の捜査段階の供述（原審乙7）、「(燃えるごみを出すのは) 大体私です」との原審証人■■■■の証言によれば、被告人に被告人以外の第三者が本件男児の死体を捨てるとの認識はなかったなどとはいえない。本件ごみ箱に本件男児の死体を隠しておけば、同居人に出産が発覚することはなく、そのまま誰かが本件男児の死体の入ったごみ袋をごみ捨て場に捨てるだろうと思っていた旨を述べる被告人の上記捜査段階の供述（原審乙7）は、被告人が出産後も医師等に対して頑なに出産の事実を秘し、虚偽の説明を繰り返していたことなどと整合する自然なものであって信用でき、他方、被告人の原審公判供述は、本件行為後の被告人の言動と整合しない上、その内容自体が一貫性のない不合理なものといわざるを得ず、信用できないとした原判決の判断に誤りはない。

(3) 事実誤認の論旨は理由がない。

第4 量刑不当の控訴趣意について

1 論旨

論旨は、仮に、被告人が有罪であったとしても、被告人を懲役1年6月、3年間執行猶予（求刑懲役1年6月）に処した原判決の量刑は重過ぎて不当であり、懲役

1 年未満の執行猶予判決を言い渡すべきである、というものである。

2 原判決の「量刑の理由」の要旨

(1) 原判決は、「量刑の理由」において、要旨、次のとおり説示する。

(2) 被告人は、適切な方法で本件男児の埋葬等を行うべき立場にありながら、本
5 件犯行に及んでおり、死者に対する一般的な宗教的感情及び敬けん感情を著しく害
する悪質な犯行といえる。もともと、本件に至る経緯をみると、被告人は、妊娠の
発覚により帰国を余儀なくされるのではないかと、本件男児が来日前に元交際相手と
の間で身籠った子であったため、現在の交際相手から別れを告げられるのではない
かなどと考え、妊娠を周囲に相談できないまま出産に至っている。被告人は、本件
10 男児を予期せぬタイミングで大量の出血を伴って死産したことにより、身体状態も
精神状態も相当悪化している中、そのまま出産を隠し続けようと考え、本件犯行に
及んでいる。本件男児を出産した以上は、そのことを周囲に打ち明け、助力を得な
がら適切な対応を行うべきであったものの、上記のような経緯や被告人の意思決定
の過程には同情できるところがある。これらのことを踏まえ、被告人には主文の刑
15 を科した上で、その刑の執行を猶予するのが相当であると判断した。

3 当裁判所の判断

(1) 原判決の指摘する量刑事情の認定、評価は相当なものであり、その量刑が重
過ぎて不当であるとはいえない。

(2) 所論は、①原判決は、本件犯行に至る経緯や被告人による意思決定の過程の
20 検討が不十分である、②法益侵害の程度は極めて軽微である、③被告人は、本件犯
行後に本件男児の葬送を実施している、④懲役1年6月が科された場合、被告人に
は、在留資格の更新が許可されない危険性及び技能実習を継続できない危険性があ
る、という。

しかしながら、①（犯行に至る経緯等の点）について、原判決は、本件犯行に至
25 る経緯や被告人による意思決定の過程には同情できるところがある旨明示して量刑
上考慮に容れており、その宣告刑に照らしても、考慮の程度が十分でないとはいえ

ない。②（法益侵害の程度の点）について、その態様等に照らし、死者に対する一般的な宗教的感情及び敬けん感情を著しく害する悪質な犯行といえとの原判決の評価に誤りはなく、本件犯行による法益侵害が極めて軽微であるなどとはいえない。

③（被告人による葬送の点）及び④（在留資格の更新等の点）について、いずれも
5 一般情状であつて、量刑上考慮に容れるとしても限度があり、量刑を大きく左右する事情とはなり得ない。

なお、当審における事実取調べの結果によれば、原判決後、被告人は技能実習生として稼働するとともに、弁護士を通じて本件男児の遺骨をベトナムの教会に預けたことなどが認められる。しかしながら、これらの事情を考慮に容れても、原判決
10 の量刑を変更するには至らない。

（3） 量刑不当の論旨は理由がない。

第5 結論

よって、刑訴法396条、181条1項ただし書により、主文のとおり判決する。

令和7年11月6日

福岡高等裁判所第3刑事部

裁判長裁判官

平塚浩司

裁判官

中山登

裁判官

檀上俊介